

以下の記載は、表題の診療ガイドラインから漢方製剤に関する記述を抽出したものです。診療において漢方製剤を使用される場合には、必ず、ガイドライン全体をお読みにになり、その位置づけを正しく理解された上で行ってください。

ガイドラインのバージョンは最新のもののみを掲載しています。改定がなされていないガイドラインは、そのまま掲載しています。このガイドラインと其中的の漢方の記載を、診療の参考にすべきかどうかの判断は、使用者の責任で行ってください。

新型インフルエンザ診療ガイドライン

日本感染症学会

https://www.kansensho.or.jp/uploads/files/guidelines/influenza_guideline.pdf

Minds 掲載 無

■1 麻黄湯

疾患:

インフルエンザ

有効性に関する記載ないしその要約:

一般的治療の項に、下記の記載がある。

『漢方薬による診療に習熟した医師のもとでは、一部の麻黄湯などの漢方薬を投与することも可能である。』